

決 定 書

異議申出人

住所

氏名 遠藤 貴之

上記異議申出人代理人 弁護士 正木 信也

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和7年11月19日付けをもって提起された、令和7年11月9日執行の神栖市長選挙（以下「本件選挙」という。）の当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、神栖市選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

第1 本件異議申出の趣旨

申出人は、本件選挙の当選の効力に関し、当選人である木内としゆき候補（以下「木内候補」という。）の当選の無効を求めるものである。

第2 本件異議申出の理由

- 1 本件選挙の選挙立会人によれば、無効とされた票の中に「無所属石田進」や「石田進進」と記載がある票があることを目視しており、当該無効票の取り扱いについて当委員会から何の説明もなく、開票終了後、当委員会から選挙立会人としての確認の押印を求められたため、そのまま押印してしまったとのことである。開票結果が両候補者同数の得票であったならば、全ての投票用紙について再度確認し、開票結果に間違いがないか慎重に判断すべきところ、当委員会は無効票の再確認すら行わず、当選結果に異動が生じる適切な措置を講じなかったことは極めて問題であるため、当選の無効を申し出る。
- 2 当委員会は、両候補者同数の得票であったため、くじ引きによる当選の判断をし、このことについて各陣営への連絡や説明もなく実施されたが、くじ引き結果の公正性が全く担保されていない。適切に公正性が担保された方法で実施されていたならば当選結果の異動が生じた可能性がある以上、当該説明の欠如は問題であると断じざるを得ないため、当選の無効を申し出る。

第3 当委員会の決定の理由

本件異議申出は、公職選挙法第206条第1項の規定に基づく当選の効力に関する異議申出であり、本件選挙に係る当選人の告示の日である令和7年11月10日から14日以内に当委員会へ提出された適法なものであること、また、形式的な要件を満たしていると判断し、当委員会はこれを受理し、申出人の主張について、厳正かつ慎重に審理した。

- 1 本件異議申出の趣旨は、本件選挙における当選の無効を求めるものであり、また、その理由の1つとして、選挙立会人によれば、無効票の中に有効票とみられる票が複数見受けられるにも関わらず、当委員会から説明がなかったとされている。

公職選挙法には、当選の効力に関する規定がなく、当選の効力に関する争訟においては、「その（当選無効）原因となり得べき違法事由には、当該当選人決定についての違法即ち、当選人を決定した機関の構成や決定手続の違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるものと解するのが相当である。」（平成4年12月17日名古屋高等裁判所判決）とされている。

本件選挙における開票（選挙会と合同）は、本件選挙の結果に影響を及ぼす事務処理の誤りはなく、公正かつ適正に執行されており、開票の結果、投票総数33,667票、有効票数33,448票、そのうち木内候補の得票数16,724票、石田進候補（以下「石田候補」という。）の得票数16,724票、無効票数219票、持ち帰り票0票となった。申出人が主張する、当委員会の選挙立会人に対する無効票の説明については、審査担当職員が選挙立会人に対し、無効事由ごとに説明を行っており、これらの経過や結果を踏まえ、選挙長及び選挙立会人は、選挙録の記載が真正であることを確認して署名している。このことから、本件選挙における開票事務は選挙立会人の下で公正かつ適正に執行されており、無効票の説明がなされなかったとしていることのみをもって、当選の効力に関する争訟の原因となり得べき当選人決定についての違法性は認められない。

また、申出人は、両候補者の得票数が同数であるという時点で、当委員会が開票結果に間違いがないかを慎重に判断すべきところ投票用紙の再確認を行わなかったことは、当選結果に異動が生じうる適切な措置を講じなかったことであり、極めて問題であると主張している。

投票用紙の再確認を行わなかったことについては、前述のとおり、本件選挙における開票事務を選挙立会人の下で公正かつ適正に執行した結果、得票数が同数となったに過ぎないことや、開票における点検作業の過程において内容を複数回確認している

ことから、得票数が同数であることを理由として再点検をする必要性はないとの考えによるものである。

しかしながら、申出人が主張することが事実であるならば、本件選挙の結果に異動を及ぼすおそれがあることから、これを確認するためには投票の開披による調査が必要であると判断し、全ての投票の再点検をすべきであるとの考えに至った。そのため、当委員会は、令和7年11月26日、神栖市民体育館において、本件異議申出に対する職権による開披再点検（封印し保存してある全ての投票の再点検）を実施したところ、開票の結果と全て一致する結果となった。また、申出人が主張する「無所属石田進」や「石田進進」と記載された有効と思われる票は、無効票の中にはないことを確認した。その他、無効票から有効票へ、有効票から無効票へ異動した投票は一切なかった。

したがって、本件選挙の結果に異動を及ぼすおそれはないため、得票数が同数となった時点で投票用紙の再確認を行わなかったことのみをもって、当選の効力に関する争訟の原因となり得るべき当選人決定についての違法性は認められない。

以上のことから、これらの理由について、極めて問題であるとは到底言い難く、当選を無効とする理由はない。

- 2 申出人は、本件異議申出の理由として、上記のほかに、本件選挙の当選人決定のためのくじが各陣営への連絡や説明もなく実施されており、くじが適切に公正性が担保された方法で実施されていたならば当選結果の異動が生じた可能性がある以上、当該説明の欠如は問題であると主張している。

公職選挙法第95条第2項において、「当選人を定めるに当り得票数が同じであるときは、選挙会において、選挙長がくじで定める。」とのみ規定されており、その方法について明確な規定がなく、また、当委員会においてくじの方法による当選人の決定に関する規定もない。得票数が同数の場合、当選人をくじで定めるとした同法の趣旨が、当選の決定の公平性を確保する点にあると考えられることから、その趣旨に反するような方法がとられない限りは違法性は認められず、具体的なくじの方法は選挙会において決定することは可能であると考ええる。

また、選挙会において、選挙長がくじ引きを行うことを決定し、選挙立会人3名の立ち会いの下、疑義もなく選挙長により公正かつ適正に執行され、先述のとおり、くじ執行による当選人の決定後、選挙長及び選挙立会人は選挙録の記載が真正であることを確認して署名していることから、適切に公正性が担保された方法で実施されており、くじ引き結果の公正性が全く担保されていないという申出人の主張は認められない。また、当然に当選の結果に実施者の恣意が加わる余地はなく、くじの方法として

違法性は認められない。

したがって、各陣営に連絡や説明をすることなく選挙長が自らくじ引きを行い当選人を決定したことのみに基づいて、当選の効力に関する争訟の原因となり得るべき当選人決定についての違法性は認められない。

以上のことから、この理由について、問題であるとは到底言い難く、当選を無効とする理由はない。

第4 結論

以上の理由から、申出人の主張には、当選無効の原因となる事実は認められないので、公職選挙法第216条第1項において準用する行政不服審査法第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和7年12月5日

神栖市選挙管理委員会
委員長 境 政一



教 示

この決定に不服のある場合は、この決定書の交付を受けた日又は公職選挙法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で茨城県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる（公職選挙法第206条第2項）。